

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	
○特定計量器定期検査の日程について(三九〇・計量検定所).....	1
○道路の供用開始(三九一、三九二・道路課).....	1
○土砂災害警戒区域の指定(三九三・河川砂防課).....	1
○建築基準法による道路位置の指定(三九四・仙北地域振興局建設部).....	2
公告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	2
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センタ)	3
1).....	3
公安委員会告示	
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一〇三・生活環境課).....	4

告 示

秋田県告示第三百九十号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する
平成十九年八月三日

一 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器				

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百九十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年八月三日

秋田県知事 寺田典城

鹿角市	非自動はかり及び分銅等	平成十九年九月四日	午後一時から午後四時	鹿角地域広域交流センター
鹿角市		平成十九年九月五日	午後四時から午後九時	鹿角地域広域交流センター
小坂町		平成十九年九月七日	午前九時から午前十一時	小坂町交流センター・セパーム
大館市		平成十九年九月七日	午後一時三十分から午後二時三十分	大館地域職業訓練センター

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十九年九月四日から同年九月七日まで

三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第二項の規定により、申請すること。

四 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称
社団法人秋田県計量協会

道路の種類	路線名	区間
県道	大曲大森羽後線	大仙市大曲丸の内町一八番地先から四二番五一まで

二 供用開始の期日 平成十九年八月三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年八月三日から同月十六日まで

秋田県告示第三百九十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年八月三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	日三市角館線	仙北市角館町川原二六番一〇三まで

二 供用開始の期日 平成十九年八月四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年八月四日から同月十七日まで

秋田県告示第三百九十三号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
平成十九年八月三日

区域名	区	域
仙北市角館町細越町及び同市		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六

項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、

一 退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年八月三日

申請者の住所及び氏名 大仙市四ツ屋字上古道七十九番地 有限会社 伊藤住宅 伊藤 住 宅 取締役 伊藤 照 男	道路の位置の指定箇所 大仙市戸時字松ノ木百十三番の一部、百十四番の一部、百十五番の一部、百十六番の一部、百十六番三の一部	道路の延長 六十五・四〇メートル	道路の幅員 七・〇〇メートル	指定年月日 平成十九年七月二十五日
--	---	---------------------	-------------------	----------------------

外ノ山一号	城廻	小松	金山下	岩瀬三号	岩瀬二号	外ノ山	岩瀬	岩瀬一号	細越
仙北市角館町外ノ山（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻及び城廻国有林（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字小松及び城廻（次の図のとおり）	仙北市角館町金山下（次の図のとおり）	仙北市角館町岩瀬、小館及び西田（次の図のとおり）	仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	仙北市角館町外ノ山（次の図のとおり）	仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	田沢湖小松字小松（次の図のとおり）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

マゴシロ沢	寺沢	寺前沢	城廻沢一	雫田沢一	上菅沢	上菅沢二	城廻沢二
仙北市角館町山谷川崎雫田、東雫田、黒森及び雫田山国有林（次の図のとおり）	仙北市角館町川原寺前、羽黒堂及び北沢赤沢（次の図のとおり）	仙北市角館町川原羽黒堂、寺前及び北沢赤沢（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻、小松及び同市角館町細越町（次の図のとおり）	仙北市角館町山谷川崎雫田（次の図のとおり）	仙北市角館町上菅沢及び金山下（次の図のとおり）	仙北市角館町上菅沢、菅沢及び金山下（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻、小松及び同市角館町細越町（次の図のとおり）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

城廻沢三	トリキ沢	トリキ沢二	大蛇沢	雫田沢川
仙北市田沢湖小松字山崎及び城廻国有林（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻及び城廻国有林（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻及び城廻国有林（次の図のとおり）	仙北市田沢湖小松字城廻及び城廻国有林（次の図のとおり）	仙北市角館町山谷川崎雫田、黒森及び雫田山国有林（次の図のとおり）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十九年八月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

大仙市豊岡字大堀七十六番地一	藤原 一男
豊川字小滝川北五十七番地	北田 芳美
豊岡字樺下四十番地	田口 秀文
豊川字久保十五番地	池田 時男
字八卦五十三番地一	高橋 孝誠
字上八丁堀五十五番地	高橋 勝則
豊岡字上谷地二番地一	信田 和己
豊川字下延十七番地一	相馬 浩喜
字八丁堀閣下一番地	山崎 剛
字南又五十六番地	村上 良雄
字観音堂四十八番地二	熊谷 勇
字街道ノ上五十三番地	詰石 二三
就任理事の住所及び氏名	
大仙市豊岡字大堀七十六番地一	藤原 一男
豊川字小滝川北五十七番地	北田 芳美
豊岡字樺下四十番地	田口 秀文
豊川字久保十五番地	池田 時男
字八卦五十三番地一	高橋 孝誠
字上八丁堀五十五番地	高橋 勝則
豊岡字上谷地二番地一	信田 和己
豊川字下延十七番地一	相馬 浩喜
字八丁堀閣下一番地	山崎 剛
字南又五十六番地	村上 良雄
字観音堂四十八番地二	熊谷 勇
字街道ノ上五十三番地	詰石 二三

就任監事の住所及び氏名	
大仙市豊川字上水無四十六番地二	小松 元一
字葛川七十二番地	高川 博
豊岡字向工一番地	高橋 誠徳

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年七月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年八月三日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年八月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - 走査型電子顕微鏡 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (三) 納入期限

平成十九年十二月二十八日（金）

- (四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター工業技術センター

- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものを用いる。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (二) (2)の資格に係る申請
- (一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものを用いる。）により平成十九年八月二十九日（水）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一二七四三）

- (二) 調達システム (<http://www.ritensupply.pref.akita.lg.jp/ejs/public/pubTopdo?method=initdisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年八月三日（金）から同年九月十二日（水）までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十九年八月三日（金）から同年九月十二日（水）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 入札執行の日時及び場所

平成十九年九月二十日（木）午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

- 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。

- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき回数の入札をした者が二人以上あるときは、あらかじめ決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された並びに開かれた関係の電磁的記録に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他

詳細は、入札説明書及び開かれた関係の電磁的記録による。

七 概説

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Scanning electron microscope

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 20 September, 2007

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan

TEL 018-860-2743

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第103号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成19年8月3日

- 秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道
- 1 実施年月日 平成19年9月12日(水)午前9時から午後4時30分まで
 - 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ぶさみ会館
 - 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
 - 4 受講定員 40人
 - 5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。

(2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成19年8月3日(金)から9月10日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所 住所地在を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料 6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
二	一	一	平成十九年四月六日(第千八百六十七号)	掲載の秋田県告示第
			二百一十一号(保安林予定森林の指定通知)	
			(原稿誤り)	
四	中	三	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度

平成十九年五月八日(第千八百七十五号) 掲載の秋田県告示第 二百六十六号(保安林予定森林の指定通知)

ページ	段	行	誤	正
三	上	三十	鹿角市八幡平字上柳沢三八、湯沢市宇留院内字	鹿角市八幡平字上柳沢三八、湯沢市宇留院内字
三	下	二十二	袖山二の一、袖山二の一	袖山二の一、袖山二の一
三	下	二十七	並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。	並びに関係市役所及び小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月十八日(第千八百七十八号) 掲載の秋田県告示第 二百八十一号(保安林予定森林の指定通知)

ページ	段	行	誤	正
一	下	三十一	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度

平成十七年十一月二十九日(第千七百三十一号) 掲載の秋田県告示第 千八百号(道路の区域変更)

(原稿誤り)

三ページの表中、旧新ともど

敷地の幅員(メートル)	は、	敷地の幅員(メートル)
一六・〇〇～一三・〇〇	は、	一六・〇〇～一八・〇〇

の誤り

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁 雄

